

# 倉内行政書士事務所通信

発行日 平成29年6月1日

発行者 行政書士 倉内 幸雄



梅雨の季節になりました。体調にお気を付け下さい。  
今月は、相続手続(7) (最終回) についてお話したいと思います。

## 遺産分割協議書の作成

戸籍の収集、財産の調査を終了し、分割協議が整った後、遺産分割協議書を作成することになります。協議書はその後の手続き（登記、払戻等）に必要なため、その手続きに必要な事項を記載することになります。

### (1) 不動産について

相続による所有権移転登記をするためには、登記申請に必要な相続財産の情報を記載します。具体的には、土地であれば登記簿上の所在・地番・地目・地積であり、建物であれば、所在・家屋番号・種類・構造・床面積です。持分所有であればその持分も記載します。

### (2) 預貯金について

名義変更・払戻手続きに必要な情報は、銀行名・支店名・口座種類（普通預金等の別）・口座番号です。

### (3) 株式・有価証券・投資信託について

名義変更・払戻手続きに必要な情報は、保有株式の会社名・本店所在地・株式の種類・株式数です。なお投資信託で証券会社の取引履歴の照会書（残高証明書）を取得している場合は、銘柄・数量を記載します。

### (4) 債権について

債権については、債務名・債権額・契約日、支払期限等、その他債権の特定に必要な情報を記載します。

### (5) 債務について

債務については、債権者名・債務額・債務の別（主債務又は保証債務の別）等、その他債務の特定に必要な情報を記載します。

## 最後に

以上までが相続手続きの中で行書書士がサポートすることができます。

分割協議書作成後の登記手続きについては司法書士、相続税申告については税理士が各々担当することになります。また協議が整わず調停等となった場合は弁護士が担当することになります。

相続手続きについては大まかに3つの段階（戸籍の収集、財産の調査、遺産分割協議書）を考慮に入れながら進めていくことわかり易いと考えます。

次回に知りたい、書いてほしい事柄等ございましたら、下記の当事務所の電話、ファックス、メール、ホームページ上のお問合せフォームよりご連絡下さい。

倉内行政書士事務所

〒189-0013 東京都東村山市栄町 2-15-11 磯田ビル-B

TEL・FAX 042-306-4171

E-mail: [kurauchi-gyosei@snow.ocn.ne.jp](mailto:kurauchi-gyosei@snow.ocn.ne.jp)

[http:// kurauchi-gyosei.jimd.com/](http://kurauchi-gyosei.jimd.com/)